



## 製品保証約款

株式会社YAMABISHIは当社製品が当社の厳重な検査に合格したことを証明し、かつ取扱説明書に従い正常な取扱操作によって生じた故障に対して次の各条項にしたがって保証する。

1. 保証期間は、国内においては納入後12ヶ月とし、国外においては日本国内指定先への納入から12ヶ月までの期間とする。
2. 保証期間内に、製品の部品、材料または製造上の不具合によって故障が生じた場合、所有者は当社にその旨速やかに通知するものとし、当社がこれを承認した場合、当社が人員の派遣を行うことにより、又は所有者が当該製品を当社に返送することにより、当社は当該故障の修理を無償で行なう。ただし、国外に人員の派遣を行う場合には、出張にかかる人件費、渡航費、滞在費、その他一切の費用は当該部品代を除き所有者の負担とする。  
なお、この製品保証約款に示した以外の二次的損傷は免責される。
3. 保証期間内であっても次の項目に該当する場合には、保証の適用を除外する。
  - ① 保証書の保証期間が切れている場合。
  - ② 製品の故障、またはその使用によって生じた直接、間接の損害。
  - ③ 所有者による輸送、移動時の落下、衝撃等、所有者の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷。
  - ④ 所有者による使用上の誤り、修理、調整、改造を加えている場合。
  - ⑤ 火災、塩害、地震、落雷及び風水害、その他天災地変などによる故障及び損傷。
  - ⑥ 異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷。
  - ⑦ 製品に接続している他の機器に起因して生じた故障及び損傷。
  - ⑧ 正常な使用方法でも、消耗部品が自然消耗、磨耗、劣化した場合。
  - ⑨ 取扱説明書、製品貼付ラベル等の取扱方法、注意事項に反して生じた故障及び損傷。
4. 保証期間経過後のクレームは不承認とする。  
いかなる人物、発売元、代理店、販売店も当社に代わって保証を行なうことは出来ない。
5. 本証の一部または全部の変更を伴う約定を交わす場合は当社代表者名による契約書を取り交わすことによりこれが優先される。

株式会社 YAMABISHI  
〒143-0016 東京都大田区大森北2-4-18